

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

健全な森林造成と安全安心まちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

熊 本 県

熊本県球磨郡多良木町

3 地域再生計画の区域

熊本県球磨郡多良木町の全域

4 地域再生計画の目標

本町は、熊本県の南部に位置し、南北に細長く南部と北部は九州山脈の支脈を形成する森林に覆われている。人口11,068人（平成22年1月1日）、面積165.87平方キロメートルで、面積の約83%を森林が占めている。町の中央部を日本3大急流のひとつである1級河川の球磨川が流れ、球磨盆地を潤す2大灌漑水路（百太郎溝、幸野溝）が鎌倉時代の頃から築造されたことで、水利に恵まれて古くから農林業が盛んな町である。

土地は肥沃で温暖多湿の気候にも恵まれ良質の米のほか、施設園芸、工芸作物、畜産など複合経営が行われているとともに、豊富な森林資源を保有し良質な木材も数多く生産されている。

しかしながら、近年本町においては超高齢化（高齢化率32.71%）、過疎化の波が急速に押し寄せ深刻な後継者不足から、基幹産業のひとつである林業の衰退が危惧されている。

このような現状のもと本町においては国の森林施策の基本理念に基づき、森林のもつ多面的な機能を高度発揮させるために、長期的に適正な森林整備造成を進めることによって持続的な発展を図る。

また、超高齢化の進展に伴い救急時において、救急車両等が家の近くまで進入できるよう道路改良を実施することが急務で、住民がこの地域で安全安心に生活できる環境づくりが必須の条件となっている。前計画において、救急病院へのアクセス改善を行い、救急車両がスムーズに到達できるエリア拡大の効果があらわれてはいるが、効果が行き届いていない地域への更なるエリア拡大が課題となっている。

これらの問題を総合的に解決していくため、林道と町道の整備を進め、耕作放棄地等の解消や森林造成を促進することで、農林業への就労意欲を高め、農林業の再生と地域の活性化を図るとともに、緊急時においても安心して生活できるような地域住民の生活環境の安全を確保することにより、「健全な森林造成と安全安心まちづくり」を目指す。

【目標1】 森林整備の効率化の向上（除間伐森林整備実施面積の増加）

過去5年間の平均森林整備面積158ha → 22年度～26年度平均目標面積
175ha 11%増

【目標2】 槻木地区の主要道路（県道）が災害等により遮断された場合の安全安心な迂回路の増（1ルート→3ルート）

【目標3】 前回計画と連携した町道整備による救急病院へのアクセス改善
(10分以内のエリア拡大5%増)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

本町の南部に位置する槻木地区の広大な森林資源(約7,300ヘクタール)の効果的活用と森林整備の促進を図るため、現在槻木地区の南側において基幹的な林道の役割を果たしている「林道槻木南線」(総延長19キロメートル)の未舗装部分の舗装を実施し、森林整備の利活用のため、本事業により改良舗装を行う。また、槻木地区北側の基幹的な役割を担う林道として「林道槻木北線」(計画総延長17.6キロメートル)を開設し、更に林道槻木北線の間部分に接続する「町道湯原線」の改良を行い、広大な森林へのスムーズなアクセスを確保し森林施業の効率化を図る。

槻木地区において、平成17年に発生した台風災害により一時孤立を余儀なくされた地区があり、林道槻木南線及び町道湯原線～林道槻木北線～町道永原線は、災害時において槻木地区の主要道路である県道中河間多良木線が被災し断絶した場合、重要な迂回路となることが想定されるため、安全な通行を図る。

また、住民がこの地域で安全安心に生活できる環境づくりを目指すために、救急時に家の近くまで救急車両がスムーズに進入できる道づくりが不可欠であり、前回計画において整備した町道と連携した町道を整備することにより、更なるアクセス改善を図る。

5-2 法第5章の特別措置を適用して行う事業

○道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・町道小田原庚申線：道路法に規定する町道に平成57年3月15日認定済み
- ・町道湯原線：道路法に規定する町道に平成57年3月15日認定済み
- ・町道永原線：道路法に規定する町道に平成57年3月15日認定済み
- ・林道：森林法による球磨川地域森林計画(計画期間平成20年4月1日～平成30年3月31日)に路線を記載。

[施設の種類の(事業区域)、実施主体]

- ・町道 (多良木町) 多良木町
- ・林道 (多良木町) 熊本県、多良木町

[事業期間]

- ・町道 (平成22年度～26年度)
- ・林道 (平成22年度～26年度)

[整備量及び事業費]

- ・町道1.82km、林道12.02km
- ・総事業費2,147,452千円(うち交付金1,090,126千円)
町道 430,000千円(うち交付金215,000千円)
林道1,717,452千円(うち交付金875,126千円)

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「健全な森林造成と安全安心まちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ①農業経営者の高齢化と後継者不足による、中山間地域における耕作放棄地の解消を図り、活力ある農業の発展を推進する。（多良木町）
- ②木材産業の長期低迷で民有林の森林整備が進まないため、森林整備の地域活動を支援することで健全な森林造成を促進する。（多良木町）
- ③主要な森林を保有する槻木地区への主要道路である県道の道路改良を推進し、林業運搬車の交通の利便性を図り、ひいては一般通行車両、地元住民の交通の安全性も確保する（熊本県）

6 計画期間

平成22年度～平成26年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画年度途中及び終了後において必要な調査・公表を行い、町の諮問機関である町づくり推進委員会で、達成状況の評価及び改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

今回の計画は、地域再生法の理念に合致した計画として進めることはもとより、併せて地方自治法第2条第4項の規定により本町で定めた基本構想（第四次多良木町総合開発計画）の理念に沿った形で計画を進めるものである。